

志田千陽選手後援会会則

(名称)

第1条 この後援会は、「志田千陽選手後援会」(以下「本会」という。)と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を次の所在地に置く。

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道 80
八郎潟町体育協会内「志田千陽選手後援会事務局」

(目的)

第3条 八郎潟町出身の志田千陽選手(以下「本人」という。)が2024年パリオリンピックにバドミントン日本代表選手として出場できるように応援・支援し、大会での活躍を祈念するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 本人の選手活動に対する物心両面にわたる支援
- (2) 本人の選手活動の広報・宣伝・応援活動
- (3) 本人の選手活動を支援するための寄付金及び会費の募集活動
- (4) 会員相互の親睦を図る活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同する個人、法人及び団体を持って構成する。

(入会及び脱会)

第6条 会員になろうとする者は、所定の申込手続きと会費を納入することで会員になることができる。

- 2 会費は年会費とし本会会計年度として月割はしない。
- 3 年会費は個人2,000円とし法人及び団体は10,000円とする。
- 4 会員は、本人の申し出により脱会することができる。
- 5 会費の納入期日は当該年度の3月末日とする。
- 6 会員資格の継続は、支払期限内に年会費を納めることにより年度会員継続と認める。
- 7 納入された会費はいかなる場合においても返還は行わない。
- 8 会員が本規定に違反し、または本会の名誉を毀損する行為をした場合は、役員会の決議により除名されることがある。
- 9 個人、法人及び団体において入会審査を必要とする場合は、役員会の決議を持って決定とする。

(寄付)

第7条 本会は会費とは別に寄付金を随時受け付けるものとする。

- 2 寄付金は本会の目的と活動に賛同する個人、法人及び団体から受け取る。
- 3 寄付金は個人一口1,000円、法人及び団体一口5,000円とし上限を設けない。

4 納入された寄付金はいかなる場合においても返還は行わない。

(会計)

第8条 本会の事業年度、会計年度は4月1日から始まり3月31日に終わる。ただし、設立年度については設立日から3月31日とする。

2 本会の活動経費は会費と寄付金、その他の収入で賄う。
(期間と解散)

第9条 本会は2024年12月31日をもって解散する。

- 2 本人の申し出により、選手としてオリンピックを目指すことを断念した場合は、当該年度末をもって解散する。
- 3 本人が社会的信頼を失墜する行為を行ったと認められた時は、当該年度末をもって解散する。
- 4 本人が継続を望む場合は、役員会の3分の2以上の賛成で継続できるものとする。
- 5 解散時に残金がある場合は本人へその後の活動費として寄付する。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 会計監査
- (5) 会計
- (6) 事務局

2 役員は無報酬とする。

3 役員任期は2024年12月31日までとする。

4 上記役員とは別に、顧問を若干名置くことができる。

5 役員選任は総会において決定し、構成する。

(会議)

第11条 総会は役員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。通常総会は会計年度初めに会長が招集して開催する。

2 臨時総会は役員が必要と認めた時に会長が招集する。

3 本会則の施行にあたり細部規定が必要な場合は、別に細則を定めることができる。

(変更)

第12条 本会則に変更があった場合は、速やかに告知するものとする。

(会則の改廃)

第13条 本会則の改廃は、総会の出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(設立年月日)

第14条 本会の設立年月日は令和4年7月15日とする。

附則

本会則は令和4年7月15日から施行する。